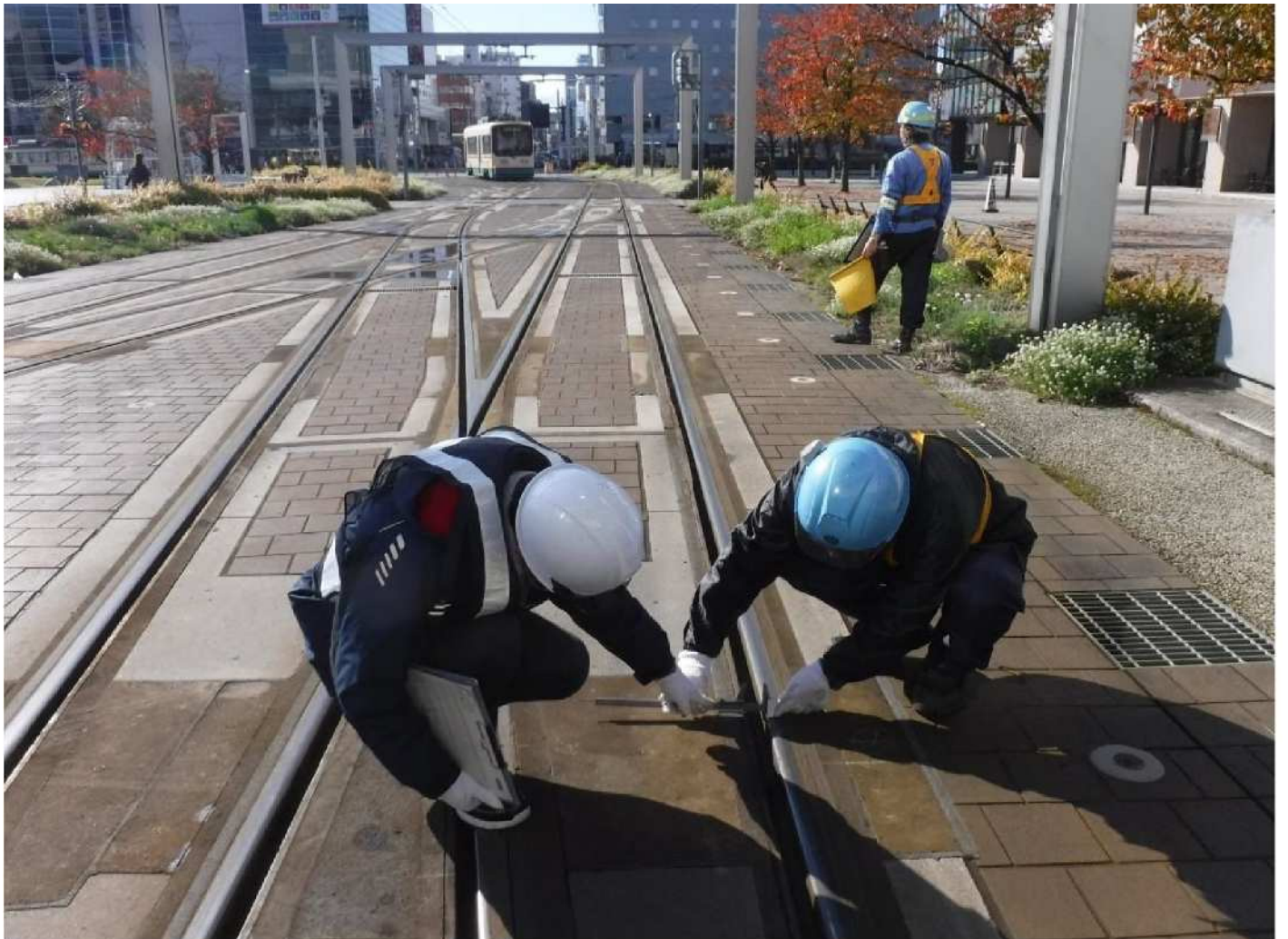


令和 6 年度 安全報告書



軌道整備事業者

富山市

目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
2. 利用者および市民の皆様へ・・・・・・・・・・・・ P 2
3. 輸送の安全を確保するための基本的方針・・・・・・・・ P 3
4. 輸送の安全を確保するための管理体制・・・・・・・・ P 4
5. 事故の発生状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
6. 令和 6 年度の安全対策の実施状況・・・・・・・・ P 6
7. 令和 7 年度の安全対策実施計画・・・・・・・・ P 8
8. 安全報告書へのお問い合わせ・・・・・・・・ P 8

1. はじめに

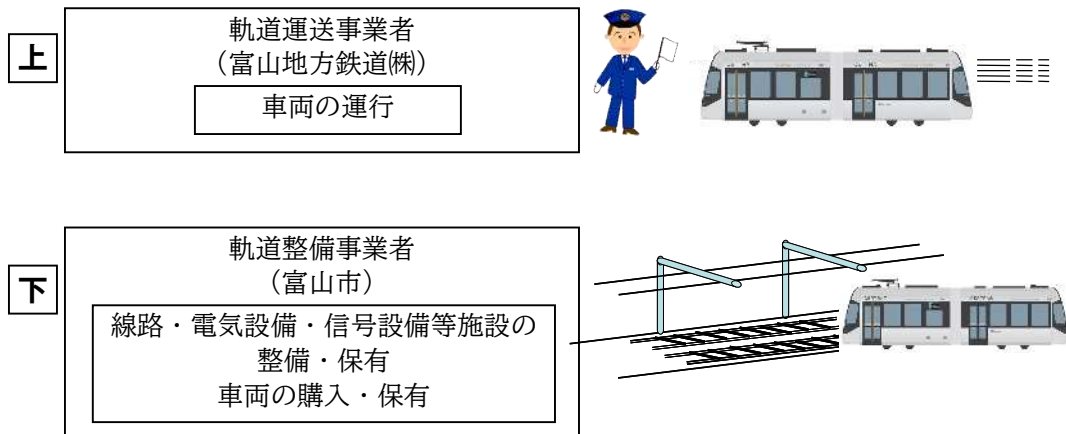
この安全報告書は、軌道法第26条において準用する鉄道事業法第19条4の規定に基づき、本市が保有する富山港線（軌道区間）、富山都心線及び富山駅南北接続線施設の安全に関する令和6年度の実績及び令和7年度の実施計画について公表し、本市の輸送の安全に対する考えを広く皆様に知っていただくものです。

■ 軌道整備事業者としての安全に関する責任

富山港線（軌道区間）、富山都心線及び富山駅南北接続線は、上下分離方式を採用しており、市が軌道施設を保有する「軌道整備事業者」、富山地方鉄道(株)が車両の運行を行う「軌道運送事業者」と、軌道事業に関する役割を分担しています。

本市は、軌道施設の保有者として、適切な維持管理を行い輸送の安全を確保する責務を有しています。そのため、本市では安全管理規程を定め、輸送の安全確保に取り組んでいます。

富山港線（軌道区間）、富山都心線及び富山駅南北接続線における 上下分離方式



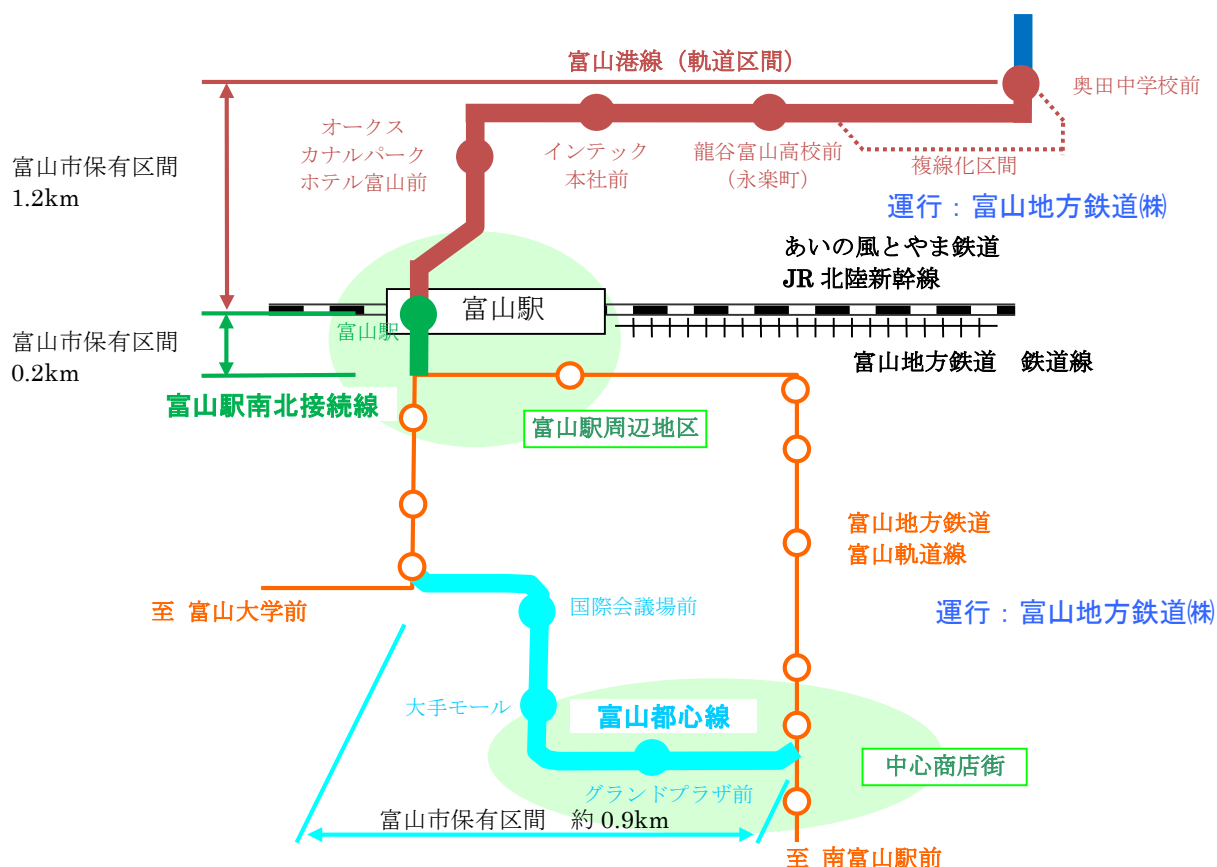
2. 利用者および市民の皆様へ

本市では、平成21年12月23日市内電車の環状運行を開始しました。

市内電車環状線は、富山地方鉄道㈱の軌道に、富山市が整備・保有する軌道「富山都心線」を接続し、富山地方鉄道㈱が路面電車の環状運行を行っています。

また、富山駅北側の富山港線については、平成27年12月25日に、富山港線（軌道区間）を上下分離化しており、本市が軌道を保有し、現在は富山地方鉄道㈱が運行を行っています。平成30年3月4日に富山港線の一部区間で軌道複線化の供用を開始しています。令和3年3月21日に「オックスカナルパークホテル富山前」「龍谷富山高校前（永楽町）」の2停留場の供用を開始しています。

富山駅南側の市内電車と北側の富山港線を富山駅の高架下で接続する路面電車南北接続事業については、令和2年3月21日に完成して南北直通運転を開始しました。本事業区間においても、軌道を富山市が整備・保有し、富山地方鉄道㈱が運行を行う上下分離方式を採用しています。なお、南北接続を機会に、接続後の路面電車サービスの持続的な運営を図るため、令和2年2月22日に富山地方鉄道㈱と富山ライトレール㈱が会社合併し、市内の軌道運送事業が富山地方鉄道㈱に一元化されました。



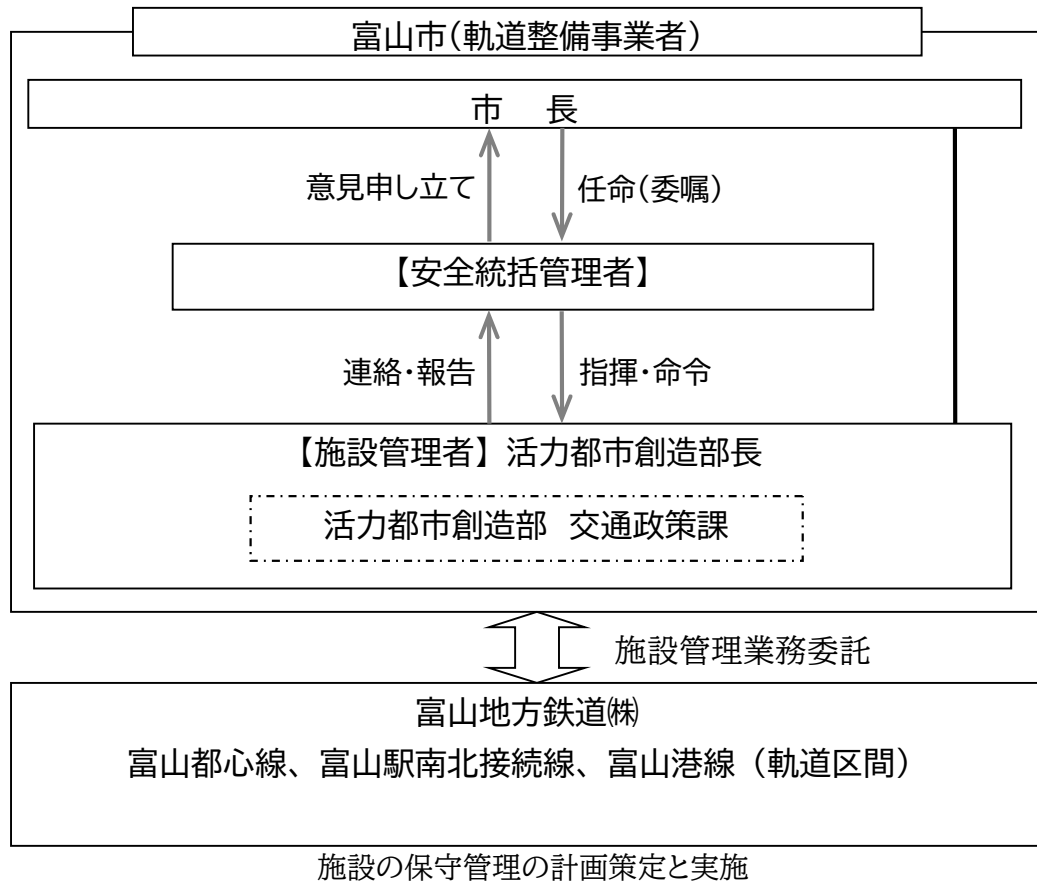
3. 輸送の安全を確保するための基本的方針

本市軌道整備事業の安全管理規程において、輸送の安全に関する基本的方針は次のとおり定めています。

- (1) 安全第一の意識をもって、一致協力して輸送の安全の確保に努める。
- (2) 関係法令及びこの規程その他の輸送の安全の確保のための定めをよく理解するとともに、これを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- (3) 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
- (4) 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをする。
- (5) 事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとる。
- (6) 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
- (7) 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

4. 輸送の安全を確保するための管理体制

(1) 安全管理に関する組織図



役 職	役 割
市長	軌道整備事業の責任者として、輸送の安全の確保に関し、最終的に責任を負う者
安全統括管理者	輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
施設管理者	安全統括管理者の下、輸送の安全に支障を及ぼすことの無いよう、施設維持管理業務の統括をする者

富山市の軌道整備事業では、安全統括管理者を軌道に関する技術と経験を有する者に委嘱しています。安全統括管理者は、輸送の安全を確保するため必要な事項について本市に意見・指導する権限を有しており、本市はその意見を尊重し安全確保に取り組むこととしています。

また、本市は軌道整備事業者として、軌道施設を良好な状態に維持・管

理する責務を有しています。軌道施設の維持管理については、その技術・経験を有する富山地方鉄道㈱に委託しています。軌道施設に不具合のあった場合は直ちに富山地方鉄道㈱に指示し、迅速に対応する体制となっています。

(2) 軌道安全対策会議の開催

本市では、軌道安全対策会議を毎年開催し、軌道整備事業の責任者である市長と安全統括管理者の連携を密にし、相互の意思疎通を図ることにより、富山市と富山地方鉄道㈱が一体となって輸送の安全確保に取り組んでいます。

軌道安全対策会議では、軌道施設の維持管理状況及び維持管理計画、職員の研修状況及び研修計画、緊急時の連絡体制の確認など、輸送の安全の確保に関する事項について、報告や協議を行っています。

5. 事故の発生状況

令和6年度は、本市が所有する軌道施設に起因する、国土交通省に届出義務がある事故はありませんでした。

富山都心線上における路面電車と自動車との接触事故は1件発生しました。

富山港線（軌道区間）、富山駅南北接続線上における路面電車と自動車との接触事故はありませんでした。

今後も引き続き、事故及びそのおそれがある事態が発生しないよう、軌道施設の日々の点検の確実な実施や、市HP、広報とやま等を活用した情報発信による軌道敷内に侵入する際の留意事項等についての周知・啓発を行うとともに、運送事業者等の関係者と協力し、安全の確保に努めます。

6. 令和6年度の安全対策の実施状況

(ア) 安全重点施策の策定

輸送の安全を確保するため、事業者が重点的に講ずべき措置をとりまとめた、安全重点施策を策定しています。(次ページに記載)

(イ) 輸送の安全に関する研修

軌道整備事業担当職員の輸送の安全に関する研修を2回開催することにより、関係職員の資質の向上に取り組みました。

(ウ) 緊急時における連絡体制の整備

重大な事故発生など、緊急時における軌道整備事業者と軌道運送事業者の連絡体制を構築しています。

(エ) 緊急時における軌道整備事業担当職員の対応

本市が所有する軌道施設に起因する(重大)事故発生など、緊急時における対応についてマニュアルを作成するとともに、災害発生直後の初動対応について訓練を実施するなど、迅速に対応できる体制を構築しています。

安全重点施策

I. 輸送の安全を確保するために講ずべき措置

1. 軌道施設の確実な点検整備の実施
2. 関係職員の研修会の実施
3. 異常時、緊急時における連絡体制の堅持

II. 方 策

次の方策により実施するものとする。

1. 軌道整備事業者は、軌道整備心得及び電気施設整備心得に基づく点検整備をその能力を有するものに委託して実施し、点検整備の履行については、委託先からの点検記録の提出や聞き取りなどの方法により適宜確認を行う。
また、軌道整備事業者は、日頃から委託先との連携を密にし、軌道施設に関する情報の共有に努める。
2. 軌道整備事業者は、関係職員の研修を定期的実施するなど、安全に関する資質の維持・向上、知識の習得に努める。
3. 軌道整備事業者は、関係者に対し、異常時・緊急時における、組織内や軌道運送事業者および所轄官庁等との連絡体制について周知徹底を図る。

III. 実施時期

1. 軌道施設は、年間を通じ着実な管理を行う。
2. 職員研修は、年2回以上行う。
3. 連絡体制は、年度当初や職員研修等の機会に関係職員に周知する。

IV. 実施責任者

各項目に実施責任者を定め、施設管理者(活力都市創造部長)が統括する。

統括・・・施設管理者(活力都市創造部長)

総括・・・交通政策課長

- ・点検整備関係責任者(交通政策課 施設管理係長)
- ・研修会責任者(交通政策課 施設管理係長)
- ・連絡体制責任者(交通政策課 施設管理係長)

7. 令和7年度の安全対策実施計画

令和7年度は安全重点施策により、引き続き安全対策を実施していきます。

1) 軌道施設の確実な点検整備の実施

軌道施設の維持管理状況について、維持管理委託先である富山地方鉄道(株)と情報を共有し、施設の良好な維持管理に努めます。

2) 関係職員の研修会の実施

職員の安全意識の向上を図るとともに、軌道を保有する事業に関わるものとして必要な知識の取得など職員の資質の向上を図るため、関係職員の研修を行います。

3) 異常時、緊急時における連絡体制の強化

事故や災害の発生時には、本市及び富山地方鉄道(株)が情報を共有し、対策にあたる必要があることから、日常より連絡体制について確認を行い、危機管理意識を保持することに努めます。

8. 安全報告書へのお問い合わせ

安全報告書に関するご意見、ご感想はこちらまでお寄せください。

月～金（年末年始、祝日除く） 8時30分～17時15分

富山市 活力都市創造部 交通政策課

TEL 076-443-2195

FAX 076-443-2190

E-Mail koutuseisaku@city.toyama.lg.jp